

令和7年度における金沢市発注工事の前払金の措置について

平成28年5月27日に公布・施行された地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成28年総務省令第61号)において、地方公共団体発注工事に係る前払金の支払い範囲が拡大され、令和7年度より取扱いが恒久化されたことを受け、本市発注工事の前払金の措置に係る取扱いについて、下記のとおり定めました。

※ 中間前金払及び測量・設計等コンサルタント業務委託に関する前金払については本措置の適用対象外です。

・措置の内容

現場管理費(労働災害補償保険料を含む。)及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(保証料を含む。)に前払金100分の25までを充てることができるものとします。

・措置の適用対象

措置の適用対象となる前払金は、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金とします。

令和7年4月1日から契約締結する工事については令和7年4月施行の工事請負契約約款に反映済です。

既に請負契約を締結している工事についても対象とします。その際は変更契約の手続きが必要となります。

・措置の適用にかかる手続き

令和7年4月1日から契約する工事は措置に対応した契約約款を添付します。

既に契約済みのもので、措置の適用を希望する場合は、下記の変更契約書2部(1部に収入印紙200円分を貼付)を金沢市企業局企業総務課まで提出してください。(前払金の払出しを受ける際に必要です。)

変更契約書の様式は次のとおりです。

・措置の適用に係る契約約款条項〔参考〕

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(問合せ先)

金沢市企業局 企業総務課

TEL. 076-220-2614

変 更 契 約 書

1 名 称

2 場 所

上記について、令和 年 月 日 締結した契約の一部を次のとおり変更する。

1 請負代金に対する増減なし

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

2 請負代金変更増減に対する契約保証金

免除（金沢市契約規則第 32 条第 10 号）

3 内 容 発注者から交付する設計書、仕様書及び図面のとおり

4 変更完成期日

5 契約条項の変更 第 37 条のただし書を次のとおり改める。

ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

6 そ の 他

この変更契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者

住 所 金沢市広岡 3 丁目 3 番 30 号

氏 名 金沢市公営企業管理者 松田 滋人

受 注 者

住 所

氏 名